

農用地利用集積等促進計画書

記入例(新規用)

※(一括)出し

1 各筆明細 地域計画 1 区域内 2 区域外

整理番号 契約関係者

※所有者等 フリガナ オカヤマ ダシテ

市町村が記入します

(甲)は農地の所有者、出し手です。
 ・所有者が複数の場合は、代表者を記入し、他の共有者等は(丁)欄へ記入してください。
 ・出し手が亡くなっている場合、相続登記をしていない場合は、「(亡)〇〇〇〇相続人口口口口」と記入し、相続人が押印してください。

この農用地利用集積等促進計画に同意する。

法人の場合は、代表者の印

岡山 出し手 印

(自署又は記名押印)

農地中間管理機構 (乙)

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

ハレクニ ウケテ

農地中間管理機構から権利を受ける者 (丙)

(丙)は農地を借りる受け手です。

※ 法人の場合は、
法人名、代表者職名・氏名を記入

ご自身で✓してください

この農用地利用集積等促進計画に同意する。

晴国 受け手 印

法人の場合は、
代表者

※ご自分に法令違反等の事実がないときは☑して下さい。

私は、農業関係法令(裏面「共通事項」(18))を遵守しており、法令違反の事実はありません。また、私は、権利取得後、農業等に供することなく、権利取得後3年以内に他者に譲渡や権利設定し、押印(認印)または署名(氏名)してください。

※上記の□に✓がないときは
こととなります。権利を設定する土地の
(甲)以外の
所有権その他
の使用収益権
を有する者
(丁)

住所

岡山市〇〇区〇123-4

氏名又は名称

岡山 貸代

権原の種類

印

備考

※自署(氏名)も可

印

※共有者等は甲の捨て印欄の左に捨て印(又は自署)

農地の所有者等が複数の場合、代表者以外の方を記載してください。
持ち分1/2を超える同意が必要です。

※土地改良事業実施の可能性についての記入欄

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあります。

権利の設定をする土地 (A)

m²で記入 10a=1反=1,000

(乙)に設定する権利 (B) 及び (丙)に設定する権利 (C)

所在等

市町村名 岡山市 北 区

現況地目

面 積

m²

権利の種類

※該当に○

内容
(土地の利用
目的)
※該当に○か記入

始期

存続期間
(終期)借賃
(年額)

(賃貸借契約の場合)

※一筆ごとに記入

借賃の支
払方法

No.

大字

字(省略可)

地番

1 楠原上

奥

1368-1

田 畑

1.200

貨借権

使用貸借

水田 畑 樹園地

令和8年5月11日

令和18年5月31日

6,000 円

(乙から甲への支払方
法)

2 楠原上

1702

田 畑

3.000

貨借権

使用貸借

水田 畑 樹園地

令和8年5月11日

令和18年5月31日

15,000 円

毎年12月25日まで
(甲)が指定す

3 大池

宮/上

1483(一部)

田 畑

1.500

貨借権

使用貸借

水田 畑 樹園地

令和8年5月11日

令和18年5月31日

0 円

借賃は、出し手と受け手の合意により決め、
一筆ごとに1年の賃料(年額)を記入して下さい。一筆の一部の場合は、地番に「(一部)」、
貸借する面積を記載し、図面
を添付してください。借賃が
有償の場合は「貨
借権」、
無償の場合は「使
用貸借」を選択し
てください。受け手の利用
目的を選択し
てください。11月受付分
→5月11日
5月受付分
→11月5日存続期間(終期)
は、通常、始期の
貸借年数後の月末
を終期とします。
借受年数は、10年
以上をお勧めして
おり、3年未満の取
扱はしません。借賃は、出し手と受け手の合意により決め、
一筆ごとに1年の賃料(年額)を記入して下さい。物納の取扱はできません。
使用貸借(無償)の場合は、0円と記入して
ください。借賃を修正する場合は両者及び共
有者の押印(認印)または署名(氏名)してく
ださい。

計

合計面積を記入

5,700 m²

農地中間管理

赤字部分の記入・押印等をお願いします。

り、農用地利用集積等促進計画を定める。令和
18年5月11日、農地中間管理機構は、岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長

軽微な修正に用います。押印(認印)または氏名を署名をしてください。

印

捨
て
印

印

捨
て
印

※自署(氏名)も可

※自署(氏名)も可

※自署(氏名)も可

住 所

〒 111-2222 (電話番号:任意記入) 080-3333-4444

岡山市〇区〇〇町〇567-8

※電話番号の取り扱いに同意されるときは☑してください。

 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意
します。

岡山市中区古京町一丁目7番36号

〒 333-4444 (電話番号:任意記入) 080-5555-6666

岡山市〇区〇〇町〇901

※電話番号の取り扱いに同意されるときは☑してください。

 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意
します。電話番号は任意記入ですが、この計画書の修正や農地管理など、ご連絡する場合
がありますのでご協力をお願いします。裏面の共通事項(20)により取り扱うことに
同意いただける場合は、記入の上、同意欄の□にチェックをしてください。

合計借賃を記入

- (記載注意)
- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。
 - (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
 - (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、地番に「(一部)」と記載し、面積欄には借受けの一部の面積を記載する。また、当該部分を特定することができる図面を添付する。
 - (4) (B) 及び (C) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
 - (5) (B) 及び (C) 欄の「内容（土地の利用目的）」は、当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
 - (6) (B) 及び (C) 欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
 - (7) (B) 及び (C) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。
 - (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（「毎年12月25日までに（甲）が指定する口座に振込」）を記載する。なお、対象土地が共有の場合でも賃料は（甲）が指定する口座に一括して支払うものとする。また、物納は認められない。
 - (9) (C) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法（例えば、「毎年12月15日までに（丙）の口座（岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合又は株式会社中国銀行に限る）から引落」又は「毎年12月15日までに（乙）が指定する口座へ振込」等）を記載する。
 - (10) (丁) 欄は、**記入不要。後日、添付資料をお願いする場合があります。**

確認事項

- 1これまで貸し付けていた農用地等と同一の農用地等のみを同一の者に貸し付けるものである。（☑が入った場合は、様式第9号の1又は様式第9号の3の添付を省略できる。）
- 2定款または寄付行為については、過去に認可を受けた農用地利用集積等促進計画等に添付して以降、その内容に変更がない。（☑が入った場合は、定款等の添付を省略できる。）
- 3農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である。（☑が入った場合は、添付資料のうち法人が農地所有適格法人であること及びその状況等を確認するための書類（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第12条第2項第1号ロ、第3号及び第4号）を省略できる。）
- 4農業委員会が、規則第12条第3項のイからハまでの区分ごとに定める要件を満たしていると認めた場合。（規則第12条第2項第1号（つづいてア～ダ）、ハ～カの区分ごとに「農業委員会の許可」のフリーフォーム

設定される権利についての共通事項を記載していますので、ご確認ください。

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

- (1) **権利設定**
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。なお、当該土地以外のもの（建物、棚及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定時に当該土地に設置又は植栽されているもの）については、本計画によりいかなる権利も設定されない。
- (2) **転貸又は譲渡**
本計画により農地中間管理機構（公益財團法人岡山県農林漁業担い手育成財團 以下「乙」という。）から権利の設定を受ける者（以下「丙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) **借賃の改訂**
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙に権利の設定をする者（以下「甲」という。）、乙及び丙が協議して定める額に改訂する。
- (4) **借賃の支払猶予**
天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (5) **転貸**
乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- (6) **借賃の増額又は減額**
甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (7) **甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。**
- (8) **ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすことができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。**
- (9) **（ア）丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。**
- (10) **（イ）遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、算出した額が1千円に満たない場合は免除するものとする。**
- (11) **（甲）当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明かにする。**
- (12) **（乙）障害の除去等**
甲は、土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (13) **（ア）修繕及び改良**
甲は、乙及び丙に依頼された場合に、当該土地の修繕又は改良工事を行う。ただし、緊急の場合は、甲は、乙に依頼され、乙は、甲の同意を要する。修繕費は、甲が負担する。この他の取り決めを行う場合は、出し手と受け手と機関の三者で、確認書を取り交わすこともありますので、事前に機関へご相談ください。
- (14) **（ア）附属物の設置等**
丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附屬物」という。）の設置を行う場合には、丙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得なければならない。また、丙が附屬物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附屬物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とし、乙は負担の義務を負わない。

- イ丙が、当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合は、乙は事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得なければならない。また、乙が丙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について甲も同意していることを通知するものとするが、甲、乙及び丙が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、丙が甲及び乙の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に代わって丙が支出した費用について受け取る。この場合、丙が支出した費用について受け取る場合は、(12)ウによります。

- (12) **租税公課等の負担**
甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- (13) **（ア）当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。**
- (14) **（イ）当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、丙が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。**
- (15) **（エ）その他作付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。**
- (16) **（ア）甲との賃貸借又は使用貸借の解除**
乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
（イ）相当の期間（1年間）を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。
（イ）災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき。
（イ）丙との賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
（ア）丙が、当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
（イ）丙が、正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
（ウ）農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
（エ）丙が、正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
（オ）その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
（17）**（ア）賃貸借又は使用貸借の終了**
天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

（18）目的物の返還

- ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙はその終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。乙は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能な状態をもって原状回復とする。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 丙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び丙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び丙双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 丙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- （19）**（ア）権利取得者の責務**
乙は、丙に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- （イ）丙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- （ウ）丙は、乙から機構法第21条第1項の規定により報告しなければならない。

- （20）**（ア）遵守すべき法令**
丙が遵守すべき農業に関する法令は次のとおりとする。①農地法第3条、第4条、第5条及び第42条 ②農業振興地域の整備に関する法律第15条の2及び第15条の3 ③種苗法（育成者権に係るもの） ④農薬取締法第24条
- （21）**（ア）農地中間管理事業の実施**
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理事業（同法第96条の4第1項において準用する場合）

- （22）**（ア）個人情報の取扱いについて**
乙は、農地中間管理事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに関連する各種法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業の実施のために利用する。甲及び丙は、乙が農地中間管理事業の実施により取得した個人情報をについて、本事業による利用のほか、本事業の実施に関して、県、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関等に必要最小限度内において個人情報を第三者提供することに同意する。
- （23）**（ア）その他**
本計画に定めのない事項及び本計画に關する事項

- （24）**（ア）修繕及び改良の工事名**
修繕又は改良の工事名
- （25）**（ア）乙及び丙に丙の費用に関する支払区分の内容**
乙及び丙の支払額について
甲の償還すべき額及び方法
- （26）**（ア）備考**

- 別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項
- | 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 経常賦課金 | | |
| 特別賦課金 | | |
| 水利費 | | |
| その他 | | |

- ※別表2に記載のない場

- 詳しく述べてお問い合わせください。
経常賦課金…事務費や維持管理費などの土地改良区の運営費用に充てる賦課金
特別賦課金…ほ場整備事業などで工事を行った場合の工事負担金に充てる賦課金